

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会（第8回）議事要旨

（大阪地域委員会庶務）

- 1 日時  
平成17年9月27日（火）午前10時
- 2 場所  
大阪高等裁判所委員会室
- 3 出席者  
（委員長）鈴木茂嗣  
（委員）大山隆司，河内鏡太郎，中尾 巧，水野武夫  
（庶務）曾根大阪高裁総務課長，竹口大阪高裁総務課課長補佐  
（説明者）小野大阪高裁事務局長
- 4 議題
  - (1) 第17回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
  - (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
  - (3) 判事の再任等候補者の情報収集の在り方について
  - (4) 平成17年度新任判事補候補者について
  - (5) 日程その他
- 5 議事
  - (1) 第17回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議結果について
    - 庶務（曾根大阪高裁総務課長）から，第17回下級裁判所裁判官指名諮問委員会における協議結果について報告があった。
  - (2) 弁護士任官候補者の情報収集の在り方について
    - 従前と同様に，弁護士が有している情報については任官候補者から提出のあった事件担当リストの相手方代理人に，また，弁護活動をよく知る者からの情報については任官候補者から同人の弁護士活動の実情を承知している者10人程度の住所及び氏名等の提出を求めた上でその人に，それぞれ情報の提供を依頼することとされた。  
また，裁判官・検察官が有している情報についても，従前と同様に，一般的な情報収集として，任官候補者の所属弁護士会に対応する裁判所及び検察庁等に対し情報収集の依頼をすることとされた。
  - (3) 判事の再任等候補者の情報収集の在り方について
    - 従前と同様に，指名候補者の現任庁に対応する検察庁，弁護士会に候補者

名簿を提供して情報収集の依頼をすることとされた。

また、重点審議者に係る情報収集についても、従前と同様、候補者名簿の提供による一般的な情報収集の方法によることとされた。

(4) 平成17年度新任判事補候補者について

- 従前と同様に、地域委員会による情報収集は行わず、特段の情報が寄せられた場合には、中央の委員会に提供することとされた。

(5) 日程その他

- 地域委員会の役割等について次のとおり意見交換があった。
  - ・ 地域委員会が発足してから2年半が経過した。当初、この新しい制度がどのように運用されるのか関心が高かった。中央の委員会以外に、各地に地域委員会が設けられ、そうそうたるメンバーが委員になっているが、中央の委員会で決められた事項を確認するだけとなっている。中央の委員会に関する規則は、そのまま地域委員会にも準用されているので、規則上は、地域委員会においても、中央の委員会と同じような審議を行うことができるはずなので、地域委員会としての実質的な活動があって然るべきだと思う。
  - ・ 地域委員会は、適格な情報を収集することが役割であり、収集に当たってその適格性を判断するという重要な役割を担っている。また、規則上、中央の委員会の規定が準用されているとはいえ、中央の委員会とは役割が異なっていることは当然のことで、地域委員会がその役割以外のことをするのであれば、中央の委員会の了解が必要である。
  - ・ 中央の委員会の了解が必要だと思うが、地域委員会から中央の委員会にもっと意見を発信すればどうかと思う。以前にも、重点審議者に対する中央の委員会での審議の在り方に関する要望意見を付して、収集した情報を送付したにもかかわらず、中央の委員会では議論にもならなかったようである。単なる確認作業を形式的に行っているだけでは、委員会としての中身がなく、当初、最高裁が抱いていたと思われる地域委員会への期待に応えていないのではないかという気がしてならない。
  - ・ 地域委員会の役割をどう考えるかに帰着すると思う。私も地域委員会の役割は情報の適格性のチェックに主眼があると考えており、中央の委員会とは役割が違うと思う。
  - ・ 裁判官の新しい人事評価制度について、最高裁判所一般規則制定諮問委員会において審議された際も、外部の意見を取り入れることは必要であろうが、取り入れ方については、司法権の独立との権衡を十分に考えなければならないという指摘がなされた。地域委員会は、外部からの情報の適格性をチェックして、中央の委員会に送り、中央が指名の適否を判断できる、

という位置づけだと理解している。その役割は重要だと考えている。

- 地域委員会では、中央に送るかどうかのチェックだけで、寄せられた情報が正しいかどうかのチェックはしていない。アメリカのハワイ州では、裁判官全員と懇談しており、その際、外部から寄せられた情報についても取り上げられ、裁判官を育てていこうという教育的観点がある。
- そういう点では、日本においても、裁判官の新しい人事評価制度において、同じようなことが実践されている。制度ができて2年目になるが、所長は、裁判所外部や裁判所職員からの情報を基に、裁判官と面談して課題を指摘し、裁判官は、その課題を踏まえて、自己研さんを行っている。しかし、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の役割は、このような人事評価や裁判官の研さんの問題ではなく、裁判官として任命するかどうかを判断するものである。したがって、裁判官の身分に関わることを各地域委員会ごとで行うべきではなく、中央の委員会で十分議論をして、全国同じ基準で行うことが不可欠であると考えます。
- それはそのとおりだが、ここで議論したことを中央の委員会に伝え、提案し、中央で議論してもらうことが必要だと思う。現状は、地域委員会で議論をしても仕方ないというような状況だと感じている。
- そうではないと思う。地域委員会を通過して、中央の委員会に情報が上がっていった。逆に、なぜ、弁護士会が情報収集にかかわろうとするのか理解できない。司法権の独立という点から考え、検察庁や弁護士会は、むしろ引いているべきであると思う。外部の意見は、個別に提出することができるのであるから、組織として対応することは絶対にあってはならない。
- 弁護士会が組織として情報を加工したり、弁護士会として何か言うことを考えている訳ではない。もともとかなり前から、裁判官についての評価の情報を集めていて、場合により本人にも伝えるということをしてきた。今回の制度ができたからやめておけというのも一つの意見ではあるが、弁護士会として行っていることである。実際、前回、アンケート結果は送付していないが、弁護士会を経由した情報については、機械的に集めているものであるから、中央の委員会に送付している。
- 弁護士の意見を提出する直接のルートがあるのに、弁護士会が仲介の労をとるのはおかしい。不透明な形で情報が提出されることは許されないし、アンケートのような情緒的なものが裁判官の任命の判断情報として入ってくるというのはいかなるものかと思う。
- 弁護士会においても、寄せられた情報については、慎重に取扱っている。また、例えば、裁判官が記録を読んでいるかどうか、ということは、個別

の情報としては、なかなか書きにくい。アンケート形式で情報を収集すれば、ある程度、同じような評価が集まる場合があり、そのような場合には、アンケートであってもある程度信頼性があると思われる。

- ・ そのような情報は、現在の情報提出ルートで入ってくるのではないか。また、アンケートでは、裁判官をランク付けするが、本来はネガティブチェックの制度であるのに、「A」や「C」と評定するのは、制度趣旨に反することにもなる。
  - ・ アンケートの問題は具体的根拠が示されていないという点にあり、当地域委員会でも、中央の委員会に送る情報から排除した。なお、弁護士会から提出された具体的な情報を中央の委員会に送付したのは、弁護士会経由でも許されるとの趣旨ではなく、大目に見ることとしたに過ぎない。
  - ・ 情報をもっと出すように、弁護士に伝えても、なかなか出てこない。弁護士会としても、各弁護士に対して、情報を提出するように伝える努力をする必要があると思う。
  - ・ 裁判官の身分に関する問題なので、ルールに基づいた権限内の行動が求められると思う。
- 次回の地域委員会は、11月7日（月）午前10時から開催されることとなった。

なお、寄せられた情報については、次回までに各委員が閲覧できるよう、庶務において準備し、次回の地域委員会で情報を取りまとめ、中央の委員会に報告することとなった。